

J R 坂出駅南口におけるトライアル・サウンディング出店者募集要項

1 目的

本市では、J R 坂出駅を中心として、民間事業者との連携・共創によって、まちの魅力向上につなげていきたいと考えています。その取組の一つとして、民間事業者による主体的な活動の促進とエリアにおける市場価値や事業課題等を把握することを目的に、J R 坂出駅南口の駅前広場において、移動販売車（キッチンカー）等の出店を可能とするトライアル・サウンディングを実施します。

本トライアル・サウンディングの趣旨を理解し、移動販売車等により出店していただける事業者を募集します。



※ トライアル・サウンディングとは、市が保有する公共施設等の暫定利用を希望する民間事業者を募り、一定期間、試験的に事業を施行することで、施設が有する利用可能性を調査する社会実験的な取組です。

2 サウンディングの概要

(1) 実施場所

市道駒止谷内線歩道（坂出市駒止町一丁目）の指定区域および坂出駅南口公園（坂出市駒止町一丁目）の指定区域（別図参照）

(2) 実施期間

令和6年9月1日（日）～令和6年10月31日（木）

各日 午前6時から午後7時までのうち、出店者の希望する時間

(3) 出店対象

移動販売車（キッチンカー）等による食品等（弁当、飲料、菓子、農作物等）の販売

※上記以外の業種については、事前協議により判断します。

(4) 出店料

市主催の事業として、出店料（歩道や公園の使用料等）は無料とします。

3 応募資格

応募できる者は、次に掲げる事項を満たす個人又は法人とします。

- (1) 販売品目について出店までに食品衛生法等の各種許可を受けていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (3) 香川県暴力団排除推進条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又はそれらに密接な関係を有しない者

4 出店の申し込み等

別紙出店申込書を提出してください。

(1) 出店日時について

2—(2)の実施期間内で、出店者が希望する日時を申し込みください。

複数の日時に申し込みも可能です。

同一場所・時間帯に複数者からの出店申込があった場合は、より多くの利用可能性を調査するため、出店実績の無い申込者を優先するなどの調整により決定します。

(2) 出店規模

1台当たりの設置面積は10㎡程度とします。

一度に申込できる店舗（車両）は1台とします。複数出店したい場合は、別途ご相談ください。

(3) 申し込み締め切り

出店を希望する日の1週間前必着（締切日が土日祝の場合は、その前日）

(4) 申し込み先

坂出市 建設経済部都市整備課 公園緑地係

(5) 出店の決定

提出された書類を基に、応募資格や出店の条件等に照らし審査を行い、出店者を決定します。審査結果（出店の可否）は、申込者に対し随時書面により通知します。

5 出店の条件について

出店にあたり、次に掲げる条件を遵守してください。

- (1) 移動販売車の意匠や販売員の服装が、駅前広場の景観と著しく不調和でないこと。
- (2) 酒類の販売は行わないこと。
- (3) 販売に必要な資機材等は、出店者が自ら用意すること。
(駅前広場の電源を利用したい場合は、申し出てください。給排水設備はありません。)
- (4) 駅前広場の電源を利用する場合は、通行者の歩行に支障とならないように、養生マット等で電気コードを被覆するなど、安全対策を行うこと。

- (5) 火気を使用する場合は、安全対策を万全にし、火災予防条例等の必要な手続きをおこない、事故防止に努めること。なお、移動販売車外での火気使用は原則認めない。
- (6) 駅や駅前広場利用者および近隣住民等の迷惑とならないよう、騒音や振動、異臭等に十分配慮すること。特に騒音については、実施場所は住宅地に隣接しているため、発電機を使用する場合は、消音ボックスなどによる遮音・吸音対策を行うこと。
- (7) 出店による事故や苦情等のトラブルは、出店者の責任において対処すること。(生産物賠償責任保険等に参加することが望ましい。)
- (8) トラブルが発生した場合は、速やかにその内容を市に報告すること。
- (9) 雨天等により、やむを得ず出店を中止する場合は、市に連絡すること。
- (10) 出店にあたり、4―(5)により市が発行する出店の許可通知書を、来訪者から見える位置に掲示すること。

6 集客・広告

- (1) 集客（広告等）については、出店者で対応をお願いします。
- (2) 市では、ホームページおよびX（旧 Twitter）に、店舗名・出店日時・主な販売品目を掲載します。

7 安全対策、駅前広場の美化について

- (1) 駅前広場内を移動販売車で走行する際は、通行者や利用者を最優先とし、徐行やハザードランプを点灯させるなど、安全運転に努めるとともに、運転手とは別に1～2名の監視・誘導員（販売員でも可）による、周囲の通行者に対する安全対策を講じること。
- (2) 移動販売車は、駅前広場内の指定された場所以外に駐車しないこと。また、営業終了後は、後片付けの上、速やかに広場外へ退出すること。
- (3) 出店者は、移動販売車およびその周辺を適宜清掃し、対象施設の美化に努めること。
- (4) 出店者は、必ずごみ箱を移動販売車の直近の見やすい場所に設置し、排出されたごみは出店者が持ち帰り、適正に処分すること。
- (5) 出店により生じた排水は、駅前広場内設備に流さず出店者が持ち帰り、適正に処分すること。

8 アンケート調査への協力

- (1) 利用者アンケート調査として、市が用意したアンケート用紙の配布および回収に協力すること。
- (2) 出店者アンケート調査として、出店時の内容や事業課題等に関するアンケート用紙に回答すること。また、必要により市からのヒアリングに応じること。

9 その他

諸事情により、実施期間を変更・中止する場合があります。

公園および道路に係る手続きは、坂出市において行います。

10 問い合わせ・申し込み先

〒762-8601 坂出市室町二丁目3番5号

坂出市建設経済部都市整備課 公園緑地係

電話 0877-44-5017 FAX 0877-44-4585

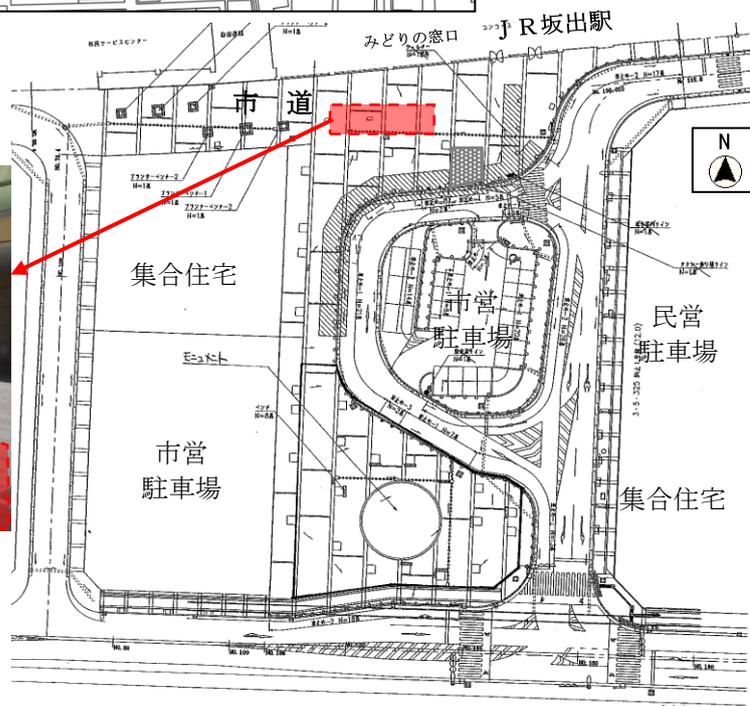
E-mail tosiseibi@city.sakaide.lg.jp

1.1 実施場所

(1) 市道 駒止谷内線 歩道の一部

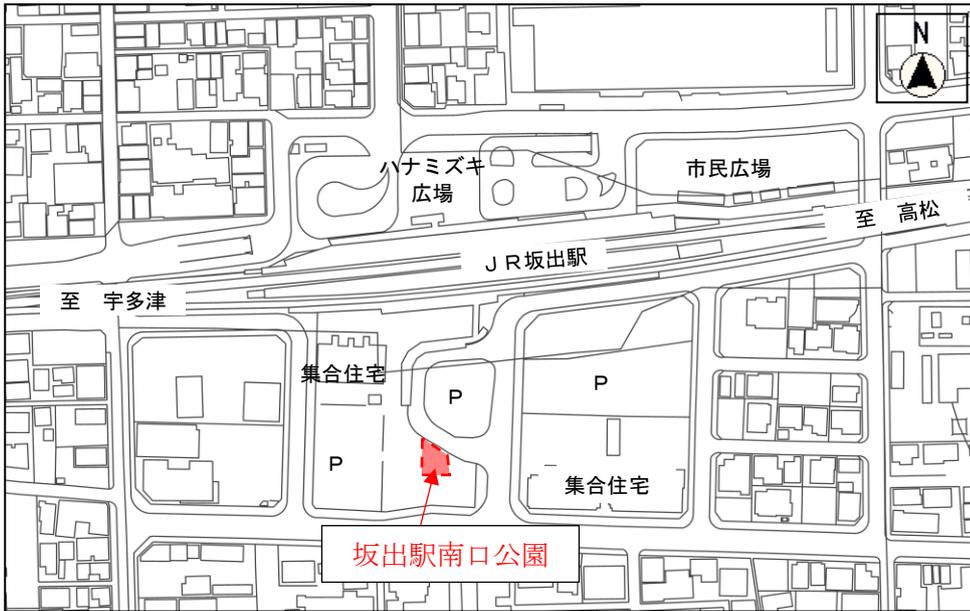


出店可能区域（赤枠）



必要な許可	出店許可証
	市道通行制限（本市で手続きを行います。）
	道路使用許可証（本市で手続きを行います。）
キッチンカー等の乗り入れ	写真赤枠（約 15.0m×約 3.0m）の区域内 ※みどりの窓口前および駅舎出入口前は除きます。 ※車高 2.70m未満
現地の設備	電源設備：2箇所（照明灯支柱コンセント） 給水設備：なし 排水設備：なし

(2) 坂出駅南口公園の一部



出店可能区域（赤枠）



必要な許可	出店許可証
	公園占用許可書（本市で手続きを行います。）
キッチンカー等の乗り入れ	写真赤枠（約4.0m×約5.0m）の区域内
現地の設備	電源設備：2箇所（照明灯支柱コンセント）
	給水設備：なし
	排水設備：なし